平成２８年（フ）第９１０号
愛知県知多市日長字中森谷５番地の１、従前の住所三重県四日市市東坂部町357番地２
破産者　細川　隆之
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１５号
愛知県知多市日長字中森谷５番地の１、従前の住所三重県四日市市東坂部町357番地２
破産者　細川志保子
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３３０号
愛知県あま市森３丁目12番地６　メゾンドＮ２　201号
破産者　岡　　範彦
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７０７号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目14番地７　サンライト147―201号、従前の住所愛知県尾張旭市大塚町３丁目１番地26　アメニティ大塚103号
破産者　須戸　清和
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７０８号
愛知県尾張旭市大塚町１丁目14番地７　サンライト147―201号、従前の住所愛知県尾張旭市大塚町３丁目１番地26　アメニティ大塚103号
破産者　須戸　紀代
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４６２号
大阪府豊中市千里園３丁目５番28号
破産者　光速宅地こと　上月　啓右
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５２号
福岡県久留米市荒木町白口1766番地６　ミカハウスⅢ１－Ｂ、開始決定時の住民票上の住所広島県福山市幕山台３丁目20番27号
破産者　今橋　弘行
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２１９号
福岡県久留米市国分町1013番地５　第２平田荘201号
破産者　鐘ケ江光雄
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３３４号
大分市大字小池原344番地の８（市営２Ａ５－105）
破産者　麻生　真弓
１　決定年月日　平成29年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
北海道根室市駒場町３丁目10番地３
破産者　寺島　　明
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１８８号
青森市桜川９丁目13番８号　横山ハイツ７号
破産者　祖父江和歌子
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
茨城県ひたちなか市東大島１丁目27番９号
破産者　髙橋　加奈
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３１４号
金沢市若草町13番33号　ヴィラ若草町103号、開始決定時の住所金沢市若草町12番20号
破産者　小岩　秀次
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
石川県七尾市能登島半浦町６部11番地１、住民票上の住所石川県七尾市池崎町子部34番地
破産者　宮川　　登
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第２１０号
滋賀県栗東市坊袋56番地１（205号）治田マンション、開始決定時の住所滋賀県栗東市岡364番地（103号）　ブリーズヒル（前住所）
滋賀県栗東市下戸山1097番地116
破産者　津田　一洋
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
滋賀県栗東市霊仙寺１丁目10番10―101号　アルカディア中島、開始決定時の住所大津市関津６丁目20番３号
破産者　不破　敏晃
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４５号
京都市山科区川田南畑町26番地７
破産者　俣野　勝典（旧姓内田）
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８０６号
京都市伏見区京町４丁目142番地１　メゾン・サクセス２―Ｄ、前住所京都府城陽市平川茶屋裏36番地の１　グリーンサム壱番館1503号
破産者　大木元宏行
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係